



『育児ヘルパー事業』 のご案内♪

★妊娠中または出産後のご家庭に、家事や育児をお手伝いする育児ヘルパーを派遣します。



対象者

- ◇妊婦または出産後12か月以内の産婦
(多胎児の場合も、出産後12か月以内)
- ・産前、産後で体調がすぐれない人
- ・親族等の支援が日常的に受けられない人



利用回数

- ◇20回まで(多胎児の場合は、40回まで)
- ※1日1回、1回2時間まで



利用者負担額(利用料)

【1時間あたりの利用者負担額】

- ◇市民税非課税世帯および生活保護世帯…0円
- ◇市民税課税世帯…300円



利用可能日

- ◇月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
- ※祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く



支援内容

- ◇食事の準備および後片付け
- ◇居室の掃除および整理整頓
- ◇衣類の洗濯および補修等
- ◇生活必需品の買い物
- ◇授乳の準備およびサポート
- ◇沐浴補助
- ◇おむつ交換
- ◇兄弟の遊び相手などの世話
- ◇保育所等への送迎の付き添い
(保護者同伴の場合に限る)
- ◇その他、育児および家事について日常的に行う必要があるものの支援



ヘルパー派遣事業者



◇特定非営利活動法人 ふらっとスペース金剛	富田林市寺池台1丁目13番31号	0721-29-5227
◇特定非営利活動法人 ネットワークすこやか	富田林市須賀2丁目25番27号 (103)	0721-56-5540
◇一般財団法人 富田林市福祉公社	富田林市向陽台1丁目4番30号	0721-28-8600
◇公益社団法人 富田林市シルバー人材センター	富田林市西板持町4丁目1番7号	0721-33-4567

利用の流れ



★下記の①～⑤の手順でご利用ください。

①育児ヘルパー事業利用申請書の提出

※市役所4階 こども政策課へお越しください。
申請書の提出およびご希望の事業者を選択していただきます。

受付時間：月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
午前9時～午後5時30分

【持ち物】母子手帳



※保健センター
（28-5520）
でも申請できます。



②育児ヘルパー事業利用承認書の交付

※申請書の内容を審査し、市から利用承認の通知をします。（同時に事業者へ情報提供します。）



③希望の事業者へヘルパー派遣を依頼

※利用希望日の1週間前の午後5時までに、
申請時に希望した事業者へ育児ヘルパーの派遣を依頼し、支援してもらいたい内容を伝えてください。



④サービスの提供

※事業者がご自宅に伺い、ご依頼いただいた支援を行います。

1日1回（1回2時間）まで
ご利用いただけます。



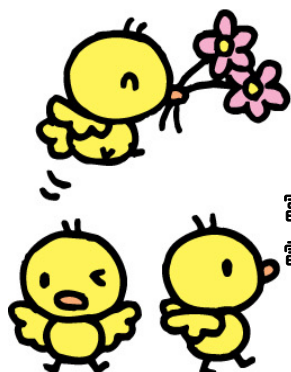
⑤利用料のお支払い

※利用日当日、事業者へ現金で利用料をお支払いください。

※生活必需品の買い物等に要した費用や、自宅から移動した際の交通費は、実費相当額を別途お支払いしてください。

★変更・キャンセルしたい場合

※利用日の変更やキャンセルをしたい場合は、必ず事前に事業者へ連絡してください。
利用日前日の午後5時以降のキャンセルについては、**キャンセル料が発生します**ので、ご注意ください。



【お問い合わせ】

富田林市こども未来部こども政策課 給付支援係
電話：0721-25-1000（内線205）

